給食費のお知らせ

給食費（主食費・副食費）については、保護者の負担となります。教育・保育給付第１号認定子ども、第２号認定子ども（３歳～５歳児クラス）の給食費は施設による徴収、教育･保育給付第３号認定子どもの給食費は保育料の一部として負担していただきます。施設が徴収を行う副食費は、保護者の収入（市町村民税額）や兄弟姉妹の人数等により免除等の対象となる場合があります。

○副食費免除等の判定方法

副食費は、保護者の市町村民税の額から、免除等判定します。

副食費免除等の判定に用いる市町村民税の額は、税額控除のうち調整控除のみを差し引いた額になります。（住宅ローン控除などを差し引く前の税額になります。）

なお、転入の方について、保護者の所得課税証明書の提出が必要になる場合があります。※免除等の対象範囲表は裏面をご覧ください。

○対象課税年度の切替時期

副食費免除等を判定するための市町村民税は、毎年９月に切り替えます。利用月が４月～８月は前年度、９月～翌３月はその年度が算定対象になります。

※年齢は、毎年４月に切り替えます。

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
令和８年度の市町村民税（令和７年の収入）					令和９年度の市町村民税（令和８年の収入）						

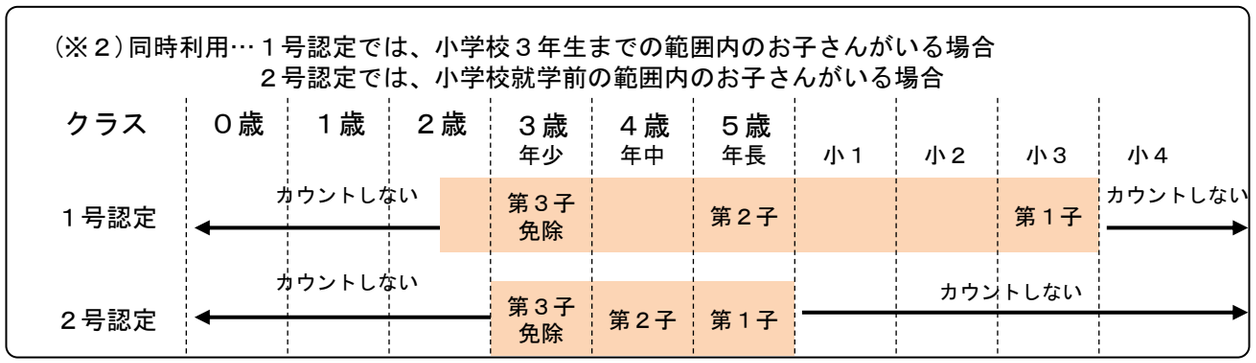
○国の副食費の免除制度

①年収360万円未満相当（※１）の世帯の場合は、第１子のお子さんから副食費免除の対象となります。

（※１）年収約360万円未満相当…（ひとり親世帯等）市民税所得割課税額が77,200円未満
（ひとり親世帯等以外）１号認定：市民税所得割課税額が77,200円未満
２号認定：市民税所得割課税額が57,700円未満

②認定こども園、幼稚園や保育所等をきょうだいで同時利用（※２）する場合、３人目以降のお子さんは、副食費免除の対象となります。

（※２）同時利用…１号認定では、小学校３年生までの範囲内のお子さんがいる場合
２号認定では、小学校就学前の範囲内のお子さんがいる場合



副食費免除の対象の方に通知をします。

○県と市の副食費の補助制度

子どものための教育･保育認定区分２号認定（３歳～５歳児クラス）であって、市町村民税所得割額９７，０００円未満に属する世帯で、同時利用に関係なく現に保護者に扶養されている第３子以降のお子さんの副食費を、１ヶ月５，１００円を上限に県と市で補助します。

保護者等の市県民税額の変更が生じた場合、住所変更や婚姻、離婚により生計を同一にする世帯員の変更があった場合、保護者が現に扶養する子どもの人数に変更があった場合は、副食費免除の判定が変更になる可能性がありますので、防府市子育て推進課までお知らせください。

○副食費に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　副食費の免除は誰の市町村民税額で判定されるのでしょうか？

Ａ１　基本的に父母それぞれの市町村民税の合算額で判定します。ただし、父母の収入のみで生計が成り立っていないと判断される場合は、同居している父母以外の直系親族またはきょうだいの課税額を合算して副食費免除の判定をします。（Ｑ３もご覧ください。）

Ｑ２　父が単身赴任している場合も、父の市町村民税は合算されるのでしょうか？

Ａ２　合算します。

Ｑ３　父母の収入のみで生計が成り立っていないと判断されるのは、どのような場合でしょうか？

Ａ３　父母の合計所得額が38万円未満で、父母以外の保護者と同居している場合になります。この場合の「同居」とは、住民票上の世帯が別でも二世帯住宅や母屋・離れの関係など、実質同居と判断できるものも含まれます。

ケース１　父母それぞれの税額の合計で判定する場合

父	母	祖父	祖母
所得額 3,500,000円	所得額 1,300,000円	所得額 2,500,000円	所得額 800,000円
税　額 150,000円	税　額 40,000円	税　額 120,000円	税　額 10,000円

190,000円（150,000円（父の税額）＋40,000円（母の税額））
※父母の合計所得が38万円以上のため、父母の税額のみを合算して判定します。

ケース２　父母以外の保護者の税額の合計で判定する場合

父	母	祖父	祖母
所得額 200,000円	所得額 100,000円	所得額 2,500,000円	所得額 800,000円
税　額 0円	税　額 0円	税　額 120,000円	税　額 10,000円

120,000円（0円（父の税額）＋0円（母の税額）＋120,000円（祖父の税額））
※父母の合計所得額が38万円未満のため、最も所得額が高い祖父の税額を合算して判定します。

ケース３　父のみの税額で判定する場合

父	母	祖父	祖母
所得額 3,500,000円	所得額 100,000円	所得額 2,500,000円	所得額 800,000円
税　額 150,000円	税　額 0円	税　額 120,000円	税　額 10,000円

150,000円（150,000円（父の税額）＋0円（母の税額））
※母の税額は0円ですが、父の所得額が38万円以上のため、同居の親族等の税額は合算しません。

Ｑ４　離婚等により母子（父子）家庭になりましたが、副食費免除の判定はどうなりますか？

Ａ４　判定が変更になる可能性がありますので、子育て推進課までご連絡ください。ただし、離婚後も同居されるなど、生計を同一にしていると判断される場合は変わりません。

なお、保護者が結婚された場合も判定が変わる可能性がありますので、子育て推進課までご連絡ください。

副食費免除等に関するお問い合わせ
防府市子育て推進課保育学童係　TEL 0835-25-2126

令和９年度　副食費の免除及び補助対象の範囲表

○認定こども園（教育）・幼稚園の場合（１号認定）

階層区分			年収の目安 ※１	副食費
生活保護世帯		1	ー	免除
市町村民税非課税	母子等の世帯	2A	～270万円	免除
	その他の世帯	2B		免除
市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	母子等の世帯	3A		免除
	その他の世帯	3B		免除
市町村民税　所得割課税額 48,600円未満	母子等の世帯	4A	～360万円	免除
	その他の世帯	4B		免除
48,600円以上57,700円未満	母子等の世帯	5A		免除
	その他の世帯	5B		免除
57,700円以上72,800円未満	母子等の世帯	5C		免除
	その他の世帯	5D		免除
72,800円以上77,200円未満	母子等の世帯	6A		免除
	その他の世帯	6B		免除
77,200円以上97,000円未満	の世帯	7	～680万円	免除対象外（同時利用第３子以降は免除）
97,000円以上133,000円未満	の世帯	8		免除対象外（同時利用第３子以降は免除）
133,000円以上169,000円未満	の世帯	9		免除対象外（同時利用第３子以降は免除）
169,000円以上211,300円未満	の世帯	10		免除対象外（同時利用第３子以降は免除）
211,300円以上301,000円未満	の世帯	11	680万円～	免除対象外（同時利用第３子以降は免除）
301,000円以上397,000円未満	の世帯	12		免除対象外（同時利用第３子以降は免除）
397,000円以上	の世帯	13		免除対象外（同時利用第３子以降は免除）

○認定こども園（保育）・保育所・地域型保育の場合（２号認定、３号認定）

階層区分			年収の目安 ※２	０～２歳児 ～R6.4.2生	副食費 ３～５歳児 R6.4.1生～R3.4.2生
生活保護世帯		1	ー	主食費、副食費共に保育料に含まれています。	免除
市町村民税非課税	母子等の世帯	2A	～260万円		免除
	その他の世帯	2B			免除
市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	母子等の世帯	3A	～330万円		免除
	その他の世帯	3B			免除
市町村民税　所得割課税額 48,600円未満	母子等の世帯	4A			免除
	その他の世帯	4B			免除
48,600円以上57,700円未満	母子等の世帯	5A	～360万円		免除
	その他の世帯	5B			免除
57,700円以上72,800円未満	母子等の世帯	5C	～470万円		免除
	その他の世帯	5D			免除対象外（同時利用第３子以降は免除）（現に扶養する第３子以降は補助）
72,800円以上77,200円未満	母子等の世帯	6A			免除
	その他の世帯	6B			免除対象外（同時利用第３子以降は免除）（現に扶養する第３子以降は補助）
77,200円以上97,000円未満	の世帯	7			免除対象外（同時利用第３子以降は免除）（現に扶養する第３子以降は補助）
97,000円以上133,000円未満	の世帯	8	～640万円		免除対象外（同時利用第３子以降は免除）
133,000円以上169,000円未満	の世帯	9			免除対象外（同時利用第３子以降は免除）
169,000円以上211,300円未満	の世帯	10	～930万円		免除対象外（同時利用第３子以降は免除）
211,300円以上301,000円未満	の世帯	11			免除対象外（同時利用第３子以降は免除）
301,000円以上397,000円未満	の世帯	12	～1130万円		免除対象外（同時利用第３子以降は免除）
397,000円以上	の世帯	13	1130万円～		免除対象外（同時利用第３子以降は免除）

※１「年収の目安」は、夫婦（片働き）と子ども２人世帯の場合のおおまかな目安　　※２「年収の目安」は、夫婦（片方はパートタイム労働程度を想定）と子ども２人世帯の場合のおおまかな目安

※市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除）を差し引く前の税額により決定されます。

※母子等とは、ひとり親世帯及び在宅障害児（者）世帯のことになります。